

第8回 情報セキュリティ政策会議資料

首都大学東京法科大学院教授 前田雅英

1 情報セキュリティ規範の形成の必要性

I Tの利用の阻害は国民生活に致命的な侵害を与える可能性があり、それは個人法益というより社会的・国家的法益と考えるべきである。テロ・犯罪防止の視点も重要である。これらに対する施策は今後一層進めなければならない。

そして、セキュリティの確保は、最終的には情報管理の「担い手」「人」が何より重要である。公務員や情報管理者の教育に限らず、国民の一般の情報セキュリティの規範の形成が肝要である。学校で教えるにせよ、その内実が各省庁を超えたレベルで確定していない面がある。その確立を目指して具体的作業を開始すべきである。セキュアジャパン2006でも、「第4節-個人」の中で情報セキュリティ教育が謳われているが、教育の内容に関しては、各省庁の意見を踏まえつつ、内閣の責任において具体化し、更新していく必要がある。

2 情報内容の規制の検討の開始

I T社会のもたらす国民生活への脅威すなわち、I T社会が国民生活に与える負の側面も直視し、それを解消していく視点も軽視すべきでない。I Tネット社会における情報発信者のモラルの向上・ルールづくり等も政策会議の視野に入れておく必要がある。

問題のあるネット情報をチェックするホットラインなども動き出したが、児童ポルノ、女性を物扱いしたコンテンツなどの問題性等は、まだ十分に認識されるに至っていない。ネット社会がより拡がっていくことは必然である以上、名誉毀損に対する感覚の鈍摩、人との接触力の弱体化などヴァーチャル世界がもたらす悪影響、特に青少年への悪影響等についても、取り組むべきである。I Tネット社会におけるモラルの向上・ルールづくり等も政策会議の視野に入れておく必要がある。